

第 10 次特定鳥獣保護管理計画期間前後の保護管理の状況と第 11 次計画状況

概況

第 10～11 次鳥獣保護事業計画策定時、ニホンジカの主要な分布域では特定計画がほぼ全ての都道府県で策定された。この時、既にニホンジカの保護管理に関する問題は全国化しており、平成 19 年度にメスジカの狩猟禁止が解除された。ニホンジカの分布は、主要な分布域から徐々に積雪地域、里山地域への拡大が進行していた。

第 10 次鳥獣保護事業計画期間中に策定された特定計画は 35 自治体 36 計画であり、第 11 次鳥獣保護事業計画期間中現在までに策定された特定計画は 34 自治体 37 計画（2 自治体 2 計画は被災のため更新保留）である。以下、特定鳥獣保護管理計画書に基づく主な情報について述べる。

特定鳥獣保護管理計画の作成状況

平成24年12月1日現在

	ニホンジカ	ツキノワグマ	ニホンザル	イノシシ	ニホンカモシカ	カワウ
北海道	◎					
青森			◎			
岩手	◎	◎			◎	
宮城	◎	◎	◎	◎		
秋田		◎	◎		◎	
山形		◎	◎			
福島		◎	◎	◎		◎
茨城				◎		
栃木	◎	◎	◎	◎		
群馬	◎	◎	◎	◎	◎	
埼玉	◎			◎		
千葉	◎		◎			
東京	◎					
神奈川	◎		◎			
新潟		◎	◎			
富山		◎	◎			
石川		◎	◎	◎		
福井	◎	◎		◎		
山梨	◎		◎	◎		
長野	◎	◎	◎	◎	◎	
岐阜	◎	◎		◎	◎	
静岡	◎			◎	◎	
愛知	◎		◎	◎	◎	
三重	◎			◎		
滋賀	◎	◎	◎	◎		◎
京都	◎	◎	◎	◎		
大阪	◎			◎		
兵庫	◎	◎	◎	◎		
奈良	◎			◎		
和歌山	◎		(◎)	◎		
鳥取	◎	◎		◎		
島根	◎	◎		◎		
岡山	◎	◎		◎		
広島	◎	◎		◎		
山口	◎	◎		◎		
徳島	◎			◎		
香川	(◎)			◎		
愛媛	◎			◎		
高知	◎			◎		
福岡	◎			◎		
佐賀				◎		
長崎	◎(3地域)			◎		
熊本	◎			◎		
大分	◎			◎		
宮崎	◎		◎	◎		
鹿児島	◎(2地域)			◎		
沖縄						
計画数	39	21	19	36	7	2

注)1 46都道府県、124計画が作成されている。

2 和歌山県のニホンザル及び香川県のニホンジカについては、特定鳥獣保護管理計画の計画期間は終了しているが、その趣旨を踏まえた保護管理が継続されている。

◎ 分布しており、特定計画を策定している
 ◎ 分布が限定的
 空白 分布していない

生息動向

第10次計画策定までの生息動向は、ほとんどの計画で生息数は横ばい～増加傾向であり、局所的に生息密度が減少している計画でも分布の拡大により、生息数は増加と評価された。分布の拡大は奥山地域から里山地域、高標高地域、多雪地域等で起きている事が多かった。第11次計画策定までの傾向は、著しい生息数の抑制には至らないものの、地域的な変化が認められた計画が一部で見受けられた。一方、分布の拡大は継続して多くの計画で確認された。

生息密度の動向（自治体数）

	10次	11次
増加	10	4
横ばい	1	2
減少	3	1
地域により増減	2	7
未記載	19	20

生息数の動向（自治体数）

	10次	11次
増加	11	6
横ばい	6	3
減少	1	1
地域により増減	0	4
未記載	17	20

捕獲数

第10次計画策定までの、狩猟、有害鳥獣捕獲、数の調整を合わせた捕獲数は、増加又は横ばいの傾向を示した。第11次計画策定までもほとんどが同様に、減少が1計画のみあった。この減少は生息動向でも減少を示していた計画であり、低密度化に伴う現象と考えられた。

捕獲数の動向（自治体数）

	10次	11次
増加	27	28
横ばい	4	1
減少	1	1
未記載	3	4

計画目的

特定計画の目的は基本的に「個体群の安定的維持」、「農林業被害防止（抑制）」、「生息環境管理」の3本柱で成り立ち、ニホンジカの場合、「個体群の安定的維持」、「農林業被害防止（抑制）」、「生物多様性の保持（生態系への影響軽減）」が主な項目となる。多くの計画

ではこれら 3 つの目的が併記されていたが、いくつかの計画では、個体数（生息密度）の低減、農林業被害防止（抑制）が強調されたり、「生物多様性の保持（生態系への影響軽減）」が明記されていなかった計画が見受けられた。

計画の目的（自治体数）

	10次	11次
個体群の安定的維持		
農林業被害の軽減	25	26
生態系への影響軽減		
個体群の安定的維持		
農林業被害の軽減	6	5
個体群の安定的維持		
生態系への影響軽減	0	0
農林業被害の軽減		
生態系への影響軽減	4	1
農林業被害の軽減	0	2

捕獲の促進

第 10 次計画の狩猟規制の緩和では、メスの捕獲を促進するため、1 日 1 人あたりの捕獲数はメスを 2 頭以上、オスは 1 頭以内とする計画が多く、計画によっては無制限とする計画もいくつか見られた。わな猟が比較的多く用いられている西日本では、オスの制限を設けずに無制限とする場合があった。

第 11 次計画では、無制限の場合でも選択的な捕獲が可能な銃猟についてはオスの制限を設ける計画があったが、単純に無制限とした計画が増加した。

捕獲頭数の規制緩和（管理地域別に異なる場合の最大緩和）

	10次	11次
無制限	5	15
無制限但し銃猟の制限	1	1
無制限但しオス制限	1	10
処理ができる範囲		1
5頭(うちオス1頭以内)	2	0
3頭(うちオス1頭以内)	6	1
3頭	1	
2頭(うちオス1頭以内)	10	3
2頭	3	
年度毎に変更など	2	1

一方捕獲計画で、メスの捕獲数目標を定めていることを明記した計画は第 10 次計画で 7 計画、第 11 次計画で 6 計画であった。

同じく、規制緩和である、狩猟期間の延長については、11 月 1 日から始まる場合や、2 月末日、3 月 15 日、3 月 31 日まで延長する計画など様々であった。一部計画では銃猟のほらがわな猟より短い延期となっている場合があった。

狩猟期間の規制緩和

	10次	11次
11月1日～3月31日	0	1
11月1日～3月15日	3	7
11月1日～2月末日	1	3
11月15日～3月15日	8	14
11月15日～2月末日	7	5
年度毎	1	1
地域によって大きく異なる等	1	2

生態系への影響状況と対策

生態系への影響についての認識は多くの計画で確認されており、第10次計画では影響の記載が無かった計画でも第11次計画では8計画で記載されるようになった。

ただし、生態系（植生等）への影響への防護対策等を実施している事が記載されている計画は第11次計画でも少なかった。

生態系への影響記載と対策の記述

	10次	11次
生態系影響記述	21	27
対策有り	5	13

被害防除体制の変化

10次計画から11次計画にかけて、「鳥獣害対策プロジェクトチーム」といった、被害防除を中心に行っていくための組織作りが主に西日本を中心として行われていることが傾向としてあげられる。これらは、本庁と地域の連携を密にすることと、イノシシ、ニホンザルといった共通した農地管理を必要とする被害防除のための機能を持つものと考えられる。組織作りが主でその効果についてはこれからの働きによって評価されるものと考えられるが、農業分野方面との部局連携が進んだこととして評価できるものと考えられる。

前期計画の評価と見直し

特定計画はPDCAサイクルに基づき推進していくものだが、第11次計画にて前期計画を評価し、課題整理、改善するといった一連の情報を記載している計画は少なかった。比較的まとめて評価等を行っていたのは千葉県、神奈川県、福井県であり、特に神奈川県は実施事業ごとに、実施内容成果、課題を整理し、第11次計画に反映させていた。計画上では評価等を行わず、検討会等にて行っている場合も考えられるが、今後もPDCAサイクルに基づく計画の推進の重要性を認識していくことが重要である。